

インターネット通販のトラブルが急増

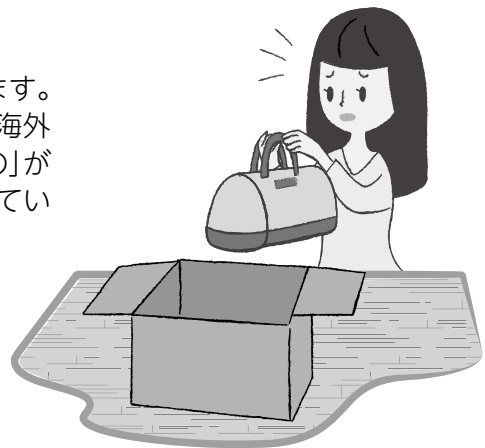
インターネット通販は便利で比較的安価で商品やサービスが購入できるため、利用者が年々増加しています。インターネット通販の市場は拡大されており、それに伴いトラブルも急増しています。便利なインターネット通販を、いかに安全に利用するかが課題です。

【事例1】「お金を払ったのに届かない」

お金を払ったのに届かないと言った商品未着トラブルが、特に増えています。このトラブルの多くは、代金先払いで、国内の金融機関の「屋号を含まない個人口座」に振り込みをしています。購入する際には、支払い方法を複数選べるサイトを選択してください。また広告上できるとあっても、注文するとメールで個人口座への支払いを促してくることもあります。ご注意ください。

【事例2】「にせものが届いた」

インターネットを利用すれば、世界中のサイトと取引ができます。日本語で書かれたからといって日本のサイトとは限りません。海外との取引の中で特に急増しているのが、ブランド品の「にせもの」が届く被害です。ブランド品が正規価格よりかなり安く販売されている場合は「にせもの」を疑ってください。



ここに注意！

- ①先払いで個人名義の銀行口座に振り込ませる。
- ②ブランド品が安すぎる。
- ③連絡先が分からない

（住所、電話番号、責任者名が表示されていない、又は表示されていても実在していない）

インターネット通販にはクーリングオフ制度がありません。返品条件は必ず確認してください。また、分からないことや困ったことがあれば消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

障がい者と人権 ～障害者差別解消法～

障がいのある人への差別を解消し共生社会の実現に向け、4月から「障害者差別解消法」が始まりました。この法律では、行政機関等や会社・お店などは「不当な差別的取扱い」をしてはいけないことになっています。また、行政機関等は必ず「合理的配慮」をしなければいけませんが、会社やお店などはできるだけ障がいのある人が困らないように努力することになっています。

「不当な差別的取扱い」とは、例えば、「障がいがある」という理由だけでアパートを貸さないことや、車いすだから入店を断るなどです。「合理的配慮」とは、例えば、聴覚障がいのある人には筆談、視覚障がいのある人には言葉で説明するなど、障がいの状況に応じて個別に対応することです。

だれもが、いつも健康でいられるとは限りません。生まれたときから障がいのある人、病気や事故で障がい者になる人、また、目に見える障がいと見えない障がいなど、一概に障がい者といってもその状況はさまざまです。ここで、忘れてはならないのは、障がい者は特別な存在ではない、ということです。

私たちは、障がいのある人に対する社会の偏見や差別、理解不足を取り除き、障がいのある人もない人も共に生きる社会を築いていくよう、一人ひとりが意識を持つことが必要です。